

平成26年度第4回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成27年3月12日（木）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成26年度第4回目の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきます。

2. 局長挨拶

○事務局（浅野地域振興部長） 札幌市市民まちづくり局地域振興部長の浅野でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして札幌市市民まちづくり局長の池田局長よりご挨拶を申し上げます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、こんにちは。

札幌市市民まちづくり局長の池田でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員の皆様には日ごろより安全で安心なまちづくりに大変ご尽力をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げます。

本日の会議では、まずは第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画が策定されましたことをご報告申し上げることになってございます。

昨年7月、第1次の基本計画の見直しについて、この審議会に諮問させていただきました。その後、集中的にご審議をいただきまして、11月には千葉会長から答申をいただきまして、これをもとに私どもで第2次基本計画案を策定し、パブリックコメント等の手続を経て、先日、正式に策定をしたばかりでございます。委員の皆様からは、本当に熱心なご議論と貴重なご意見を賜り、おかげをもちまして策定することができました。

皆様には、今後とも、第2次基本計画の進捗状況をぜひ見守っていただき、さらなるご助言を賜れば幸いです。

本日の会議は、恐らく、委員の2年の任期の最後の審議会となる予定でございます。2年間の皆様のご協力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

とりわけ、審議会の円滑な運営に大変ご尽力をいただきました千葉会長、それから、きょうはご欠席ですけれども、野口副会長様には本当に大変お世話になりました。

ありがとうございます。

今後とも、皆様には、安全で安心なまちづくりのため、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） 池田局長、ありがとうございました。

池田局長は、この後、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局（浅野地域振興部長） 続きまして、事務局から配付資料の確認と留意事項等の説明をさせていただきます。

○事務局（押見区政課長） 皆様、いつもお世話になっております。

地域振興部区政課長の押見でございます。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料は、上から順番に、次第、資料1の第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画という分厚い冊子、資料2の札幌市の防犯情勢（H26）というカラー刷りのもの、資料3の平成26年度における札幌市の防犯の取組について、資料4の平成26年度札幌市における犯罪被害者支援の取組についてです。

皆様おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

審議は、前回と同じく公開となつてございまして、議事録の作成や広報等に利用いたしますため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、恐れ入りますが、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の出欠の状況です。

野口副会長、仲委員、梅田委員、佐々木委員、木村委員からは、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。なお、藤本委員からは事前の連絡は来てございません。しかしながら、本日の出席委員は12名中6名でございまして、規約第5条第3項に基づく定数を満たしてございますので、この会議は成立していることを申し添えさせていただきます。

○事務局（浅野地域振興部長） ただいまの説明にご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、審議会規則に従いまして、以後の進行を千葉会長にお願いしたいと存じます。

千葉会長、よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○千葉会長 それでは、この後、次第の2から5までは私が進行役を務めさせていただきます。

早速、2について扱います。

第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定についてです。

まず、これに関して、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（押見区政課長） それでは、私から、お配りいたしました資料1のA4判の分厚い冊子の第2次計画の冊子についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、答申後の経過についてご説明をさせていただきますので、冊子の57ページをご

らんください。

第2次計画の策定経過でございます。

先ほど局長からもお話がございましたけれども、平成26年7月に当審議会に対しまして諮問をさせていただきました。次に58ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、11月に答申をいただいたところでございます。その後、庁内での検討を踏まえまして、札幌市としての第2次基本計画案を策定いたしました。この第2次計画案につきましては、昨年12月9日、札幌市議会財政市民委員会への報告を行いました上で、12月18日より年明けの1月23日までの間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいた意見、意見に対する札幌市としての考え方を公表してまいりました。そして、その意見を踏まえまして、計画案の修正を行いました。これらの手続を経まして、この3月、第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画を決定いたしました。

そこで、決定した計画内容につきまして、審議会よりいただきました計画見直しについての答申、答申からの変更点についてをご説明させていただきます。

変更点は全部で5点ございます。

1点目については、28ページをごらんください。

下の囲みに成果指標という欄がございます。今回は二つの成果指標を設定してございますけれども、下の地域で行われている防犯活動について知っている市民の割合の変更です。答申の段階では、町内会における防犯活動が地域住民に認知されていないと住民の防犯意識は高まることはなく、活動に対する理解や認知度を高めることで防犯活動の担い手の増加につながるの理由によりまして、地域で活動している防犯活動について知っている市民の割合を平成30年度までに70%とすることとしてございました。しかしながら、これは実際に活動している市民の割合が重要であり、成果指標として設定するには、「活動する市民」とするほうがよりふさわしいのではないかという考えがございまして、最終的な計画では、成果指標の2番目は、書いてございますとおり、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」に変更させていただき、あわせて、目標を平成30年度までに25%とすると設定させていただきました。

続きまして、2点目については、35ページの中段をごらんください。

基本方針2の基本施策1の地域における防犯活動の促進の取り組みにつきまして、第2次計画では、地域情報を提供し、地域の実態を見ながら防犯活動を活発に進めていくよう促していくとの観点から、新たに③地域の交流・連携による犯罪力向上支援の取り組みを追加いたしました。

また、3点目も具体的な取り組みの新規追加となりますけれども、37ページの中段をごらんください。

②地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動、その下の③大学生による高齢者防犯支援事業を追加してございます。こちらは、基本方針2の基本施策5の高齢者等が安心して暮らせる取り組みの推進の取り組みについて、第2次計画ではさまざまなチャンネル

を使って防犯の面からも高齢者を見守る取り組みを推進していくという観点から追加した次第でございます。

続きまして、4点目については、41ページの中段をごらんください。

基本方針3の基本施策3の子ども等の安全に配慮した環境整備の取り組みについてでございます。答申では、子ども110番の家の活動支援という取り組みでございましたけれども、今回の第2次計画では、③「札幌市子ども110番の家」制度の創設としており、「活動支援」から「制度の創設」へと変更いたしました。これは、地域で実施している子ども110番の家について、札幌市としてより踏み込んで支援をしていこうというものでございます。この点につきましては、後ほど再度ご説明をさせていただきたいと思っております。

これに伴いまして、5点目については、43ページ上段の達成目標の囲みをごらんください。

基本方針3にかかわる達成目標を変更しております。答申では、子ども110番の家ステッカー配布枚数1万6,000枚としていたところでもございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、第2次計画では「札幌市子ども110番の家」制度の登録件数と変更させていただきまして、平成30年度までに2万軒を目標として設定させていただいております。これは地域の子ども110番の家の活動支援をするのであれば、子ども110番の家ステッカーを現在の実世帯数に対して配布するのではなく、110番の家自体の登録をふやすことを目的にすべきといった考えにより変更いたしました。

第2次計画における答申からの変更点につきましては、以上でございます。

続きまして、パブリックコメントについてご説明させていただきます。

69ページをごらんください。

市民意見の概要と札幌市の考え方についてです。

今回のパブリックコメントでは、3名の方から8件のご意見を頂戴いたしました。いただいた意見の内訳が下に表として載っておりますけれども、計画全体に関することが1件、これまでの取組概要とその評価に関することが4件、基本施策及び重点施策に関することが3件、そのうち、地域防犯活動の促進が1件、子どもに関することが1件、女性に関することが1件となっております。

ここで、いただいたご意見と札幌市の考え方について、3点ほどご紹介をさせていただきます。

71ページ上段をごらんください。

ナンバー2の意見でございます。

児童虐待に関するご意見として、性的虐待などに代表される児童虐待は、結果としては犯罪になる場合もあるが、児童虐待に関する取り組みでは、根拠法である条例と計画において唐突感があり、現在の基本方針と整合しているとは思えない。児童虐待は、児童福祉分野の本質的な問題、課題、掲載されている取り組みの記載内容も薄く、漠然としており、アライバイ的に記載したと感ずる。計画とは、事業部局が予算や人員を要求し、実行性を確

保するために位置づけられ、策定されるべきであることから、児童相談所を窓口とし、児童福祉施設や幼稚園、保育園、学校の意見をきちんと吸い上げ、児童虐待の発生を防止するための指針や取り組みに反映させるべきとございます。

これに対する札幌市の考え方といたしまして、札幌市では、児童虐待等については、児童虐待等は子どもへの権利侵害であるとの観点から、子どもの権利に関する推進計画におきまして必要な施策やその方向性などを定めています。これまでの計画においても、DV、ストーカー対策について掲載していましたが、第2次計画案の検討の際に重大犯罪に至る児童虐待事案も多発しているため、児童虐待も犯罪として位置づけられるべきであること、条例の支柱の一つである犯罪被害者支援の観点からも児童虐待を位置づけるべきであるとの考えから、計画案では、子どもの権利に関する推進計画との整合性を図った上で新たに児童虐待への対応を位置づけておりますとさせていただきます。

次に、ページの下段をごらんいただきたいと思います。

続きまして、ナンバー4の意見でございます。

基本方針2のまとめについて、未実施の検証制度について、制度創設に向けて検討するところがあるが、唐突感があるというご指摘でございます。

計画の中の該当部分は23ページとなりますので、そちらをごらんください。

計画案では、ご指摘のとおり、まとめに至る経過が明記されていなかったことから、ご指摘を踏まえて、詳細に記載することといたしまして、基本方針2に基づく取り組みの本文中に、「しかしながら、『犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表彰』については、制度創設には至りませんでした」とあります。

次に、評価と課題の欄の24ページをごらんください。

中段やや下あたりですが、「地域防犯活動に取り組む市民や団体の社会的評価を高め、活動の継続化や活発化を図るため、札幌市として防犯に関する顕彰制度を創設する必要があります」との文言を追記させていただきました。

それでは、73ページの中段のやや上くらいをごらんください。

続きまして、ナンバー7の意見でございます。

子どもが本来持っている生きる力に働きかけ、引き出すための教育が必要であり、子どもが自分でさまざまな暴力から自分を守るための方法を大人と一緒に考えることが重要である。CAP、子どもの暴力防止プログラムを全市の幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校で行うことを提案するのご意見でございます。

これに対しまして、札幌市としては、子どもの防犯力の育成につきまして、基本方針1の基本施策2において、防犯力や危機回避能力を習得する機会の創出と記載しております。

具体的な施策にも掲載しておりますけれども、CAPなどの関係団体と連携した防犯教室や防犯訓練の実施なども想定しているところでございます。学校などにおけるCAPの導入については、国や北海道、他の自治体などの動向や財政状況を踏まえながら検討していくこととなりますと回答してございます。

このほかにもご意見はございましたけれども、お時間の関係もございますので、後ほどごらんいただければと思います。

パブリックコメントとそれに対する札幌市の考え方につきましては、以上でございます。

最後に、先ほどの「札幌市子ども110番の家」制度の狙いや概要についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、41ページの中段あたりを再度ごらんください。

「札幌市子ども110番の家」制度につきましては、現在、地域で独自に行っている子ども110番の家の取り組みを継続していただき、さらに、より多くの方からの協力で取り組みを拡大できるよう、地域の活動団体の支援を目的に創設する制度です。したがって、地域で独自に活動している子ども110番の家の組織や活動を維持したまま、団体単位で加入していただくことを想定しております。

制度の詳細につきましては来年度から検討していくこととなりますが、より多くの地域で活動する団体に加入していただけますよう、子ども110番の家のステッカーの配布や協力者に損害が生じた場合の支援など、地域の団体にとってメリットのある内容になるよう努めてまいりたいと考えております。「札幌市子ども110番の家」制度の実施に当たりましては、参加家屋数の増加に加えまして、地域での活動の充実につながるような制度の内容となりますよう、検討を進めていきたいと考えております。

例えば、いざというときに子どもたちがすぐ駆け込めるような110番の家の協力者と子どもたちの結びつきを深めるため、協力者と子どもたちとの交流会、110番の家が載った地域安全マップづくり、スタンプラリーなど、このように現在でも一部地域において実施されている先進的な取り組みを他の地域にも広めるための方策などについて検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

それでは、事務局の説明につきまして、ご質問がないかどうかを伺います。

皆さん、いかがでしょうか。

要領よく説明して下さったので、非常にわかりやすかったのではないかと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 今の札幌市の子ども110番の家の説明に関して質問いたします。

先ほどの説明の中では、関係団体など、団体単位で登録というお話でありましたけれども、例えば、関心があり、個人で登録されたい方が自分の地域のどの団体に声をかければ登録できるのかを知るすべとして、登録団体の公開がどのような方法かで行われているのかなど、そういったお話をお伺いできればと思います。

○千葉会長 それでは、今の質問に対してお願いします。

○事務局（押見区政課長） 私どもが現在把握してございます子ども110番の家の状況

でございます。

まず、一番多いパターンといたしましては、各小学校が地域と一緒になりましてスクールゾーン実行委員会を設置してございます。そのスクールゾーン実行委員会の取り組みの一環の中で子ども110番の家に取り組んでいて、自分たちでオリジナルのステッカーをつくったりして、協力をいただける各ご家庭の玄関先にシールを張っていただいている事例がございます。

それ以外にも、地域の連合町内会あるいは単位町内会、そういった住民組織が中心になりながら、小学校等を巻き込んで、110番の家に取り組んでいる事例もございます。

そこで、我々としては、現状についてもう少し詳細に把握したいと考えてございまして、小学校や各地域のご協力のもとに実態把握をしたいと考えているところです。また、そうした現状を把握しながら、今、伊藤委員からもご指摘がございましたように、個人として入りたいのだけれども、自分の地域ではどういった団体が子ども110番の家の取り組みをしているのかというリクエストにお答えできるよう、これから制度設計を進めていきたいと考えておりますので、その中で検討させていただければと考えております。

○千葉会長 それでは、奥谷委員、どうぞ。

○奥谷委員 今ちようどご質問がありました、私もそのことについては感じております。

我が家では、去年、ステッカーを張ったのですが、玄関が奥なものですから、わかるよう、道路に近い窓に張りました。私の場合は戸建てですから窓や玄関でいいと思うのですが、マンションばかりの地域やまち中ではどうなるのでしょうか。

黄色いステッカーですから、何軒かに一軒ずつあれば、それを見つけて、そこまで走ればいいかと思うのですが、先ほど書いてありましたように、2万軒ということで、札幌市が大体90万世帯とすると、45軒に1軒ですから、ちょっと少ないかなと思います。また、先ほど言ったように、マンション群の地域やまち中はどうするのが心配です。

○千葉会長 今の質問に対してお願いいたします。

○事務局（押見区政課長） マンションの場合ですと、階段を上がる、あるいは、集中管理がされており、ボタンを押さないと入れないようなマンションもかなりふえているのだらうなと思います。それから、子どもたちが不審者等から追われて、ふっとその家にインターフォンを鳴らして入るといった実際の状況を想定したとき、マンションというのは、建物の形態からすると、子ども110番の家への適性はちょっとどうなのかという実態があるのかもわかりません。

現在、子ども110番の家にご登録されているのは、戸建ての家が中心になっております。それから、松井委員にも取り組んでいただいておりますけれども、民間事業者を中心としたサポーターズに加盟していただいている店舗、あるいは、コンビニエンスストアなどについては、子ども110番の店というシールを張っていただいている実態があると我々では理解しております。

2万世帯が多いのか少ないのかという議論はおありかと思っておりますけれども、この子ども

110番の家をさらに広めて拡充していくのにあわせて、サポーターズ制度について、民間事業者のさらなる増加について今後も取り組んでいきたいと考えておりますので、個人のお家と民間事業者の店舗の2本立てで、子どもたちの避難先を広げていくことができばと考えております。

○千葉会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 なければ、次第の3に移りたいと思います。

札幌市の犯罪情勢についてです。

これに関して、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(加藤区政課主査) 区政課地域防犯担当主査の加藤です。

私からは、札幌市の犯罪情勢について、資料2に従い、ご説明させていただきます。

それでは、座らせていただきます。

1の札幌市内の犯罪情勢です。

昨年、平成26年の刑法犯認知件数の総数は1万8,295件であり、前年と比べてマイナス1,128件、マイナス5.8%と、減少しております。これは、平成14年以降、13年連続で減少しておりまして、ピークである平成13年の4万1,290件と比べると55.7%の減少となっております。この傾向は、全国的にも同様で、減少傾向が全国的に続いております。

次に、2の罪種別認知状況です。

人口1,000人当たりの発生件数、いわゆる犯罪率を見ますと、札幌市は9.41、札幌市の人口が1,000人だとすると、犯罪被害に遭う人は9.41人ということで、政令市20市中では11番目となります。罪種別に見ますと、粗暴犯のみが若干微増しておりますけれども、その他の罪種は減少しております。特に減少率が多いのは、窃盗犯となっております。

3の主要手口の認知状況です。

犯罪が減っているということで、おおむね減少はしているのですが、その中でもふえているのは車上狙いになります。車上狙いにつきましては、昨年1月から3月ぐらいまで、札幌市内で一部の犯罪グループが軒並み車上狙いを敢行したということで、一時、爆発的に件数がふえたことが原因となっております。その犯人グループの逮捕後は、例年どおりの数字になっております。

このように、犯罪認知件数は減少しているのですが、逆に非常にふえているのが4の特殊詐欺になります。

皆さんも新聞等で十分ご存じかと思っておりますけれども、特殊詐欺が札幌市内では非常に多く発生しております。

まず、昨年の傾向として、昨年は札幌市内で特殊詐欺が89件発生しておりまして、被害総額は約3億9,000万円と、いずれも過去最悪の数字でございました。特に多かつ

たのは、息子の名前を語るオレオレ詐欺、名義貸しによる架空請求詐欺、ロト6の当選番号を教えるというギャンブル必勝法、この3手口が非常に多く発生しております。

ことしに入りまして特にふえているのは手渡し型の詐欺です。連日、新聞やテレビで報道されているかと思うのですが、かばんがなくなったということで高齢者に電話があって、何とかしてほしいということでお金を要求するものが非常にふえております。

ここで、手口について若干ご説明をさせていただきます。

息子や孫をかたる者から、声が変わったなど、安心させるために自分は病院にいるのだと言います。そして、診察が終わって気づいてみたらかばんが盗まれていた。そのかばんの中にはきょう取引先に支払わなければいけない大切なお金が入っていた。支払い期限がきょうなので、何とかお金を貸してほしい、幾らまでお金を用意できるかと言われます。そこで、被害者は何とかしてあげようということでお金をおろして、自宅の近くでその会社の同僚をかたる犯人に現金を渡しているというような実態になっています。

被害者の特徴としましては、年齢は80歳前後、引き出し金額は100万円から900万円が一般的ですが、最高金額は3,000万円になります。この事例については、1回、1,000万円の手渡しで、3回手渡ししております。

このように、特殊詐欺は、これまでギャンブル必勝法や名義貸しの架空請求詐欺の広報を積極的に展開してきたやさきに、今度はそれを見るかのように手渡し型の詐欺に切りかえてきております。特にこの手渡し型の詐欺については、年明け前に本州のほうではやっております、本州がその取締りに力を入れた途端、犯人グループが札幌市内に大挙して押し寄せているようです。

きのうも発生がありまして、しばらくは手渡し型詐欺が札幌市内で横行する可能性もあります。ですから、この話とは別ですが、皆さんのお近くの方にこういった詐欺が多発していることをぜひ広報していただき、一人でも被害者を少なくしていただければと思います。

簡単ですが、札幌市内の犯罪情勢について私から説明をさせていただきました。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

特に最後の特殊詐欺については、最近、マスコミ等でも随分お目にかかることが多いのではないかと思います。何か質問がありましたら、お願いいたします。

説明された方も皆さんの質問を待っていると思いますので、何とかしてあげてください。

○伊藤委員 今のご説明の中にあつた手渡し型の詐欺についてです。

報道などを見ると、受け子になる、代理でお金をもらいに行く人たちの中には、若い世代の子たち、少年も含まれているというふうには聞いているのですが、北海道での実態として、犯罪に少年たちがかかわっている実態をもし把握されていたら、どのぐらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（加藤区政課主査） 受け子の少年の実態についてです。

済みませんが、数字については正確に把握しておりません。ただ、北海道内で北海道在住の少年が逮捕されたとは聞いておりません。ただ、北海道にいた少年が本州に渡って受け子として活動して逮捕されたという実態はあります。また、逆に、つい最近ですけれども、大阪市の少年が北海道に入ってきて、北海道で受け子活動をして捕まったということは実態として把握しております。

補足させていただきますと、少年が受け子として多いのですが、実際にお金を受け取りますので、足がつきやすいということで、受け子が逮捕されるおそれが一番高いのです。そういう役割はグループを仕切っている者はかかわりたくないということです。そこで、どうするのかというと、インターネットで募集をかけます。特にアンダーグラウンドに向けて高額バイトを募集しますという求人を載せて、それを見た少年が小銭欲しさに集まってくる実態でございます。

大阪市の少年についても、そういった募集があったため、ひっかかり、航空運賃まで出してもらって、グループの頭の人に指示をされ、どこどこに行つて、誰々からお金を受け取つてこいというような細かな指示を受けて動いているということです。

ですから、安価な報酬に飛びついてしまうという少年たちの心の弱い部分につけ込んで、受け子に少年が非常に多く使われており、また、捕まるのも少年が多いということでございます。

○千葉会長 それでは、松井委員、どうぞ。

○松井委員 松井でございます。

犯罪自体は年々減ってはきているものの、特殊詐欺については年々ふえてきているということで、札幌市として、特殊詐欺にかかわる犯罪の未然防止の対策をされているのか、する予定でいるのかをお聞きいたします。

道警では、犯人からかかってきた電話に対し、電話のベルを鳴らさない装置があります。これはどこの電話会社かは忘れてしまいましたけれども、それをどんどん広めたいのだということで、北署でもお願いをされて、こういうのがありますよということで住民にお知らせをいたしました。そこで、私もつけたいつけたいとなりましたが、上限が2,000台で、その機械はもうありません。でも、つけたい人はまだいっぱいいて、それについて行政のお力でどうにかならないかなという気持ちもありまして、このような質問をさせていただきました。

○千葉会長 今の質問に対していかがでしょうか。

○事務局（加藤区政課主査） 札幌市の取り組みにつきましては、次第4でご説明をする予定でしたけれども、先に特殊詐欺の関係についてご説明をさせていただきます。

松井委員が今おっしゃったものは、ワイモバイルが出している迷惑電話チェッカーというものだと思います。これは、警察庁や消費者庁が振り込め詐欺に使われた電話番号や消費トラブルで使われた電話番号をワイモバイルに送り、そのデータを受信し、危ない電話を教えてくれるというものになります。

本来であれば月額667円、税込みで720円のものですが、2年間のモニターということで、道警では無料で推し進めていたというようなものになります。しかし、先ほど松井委員からありましたように、2,000台に到達したということで、ちょうど2週間か3週間ぐらい前に打ち切りになりました。

次に、札幌市の特殊詐欺の取り組みについてご説明させていただきます。

お手元に札幌市の特殊詐欺による被害総額というチラシがあるかと思いますが、このチラシは、地域安全サポーターズにご登録をいただいています株式会社あいプランやわらぎ斎場と連携をつくったものになります。

この啓発チラシをやわらぎ斎場に13万部つくっていただき、札幌市に寄附していただきました。それにつきましては、市内の全町内会への回覧、また、市の老人クラブ連合会の会員や高齢者施設などへ配付をまさに12月の年末から年明けにかけて実施しているところでございます。

また、街頭啓発としましては、道警察と連携しまして、プロバスケットボールのレバンガの試合会場など、その他さまざまところで特殊詐欺の啓発をさせていただいております。それ以外にも、各種媒体を通じて広報を実施しています。

例えば、道新の夕刊に入っているオントナでは、2月25日に見開き3ページの特殊詐欺の特集記事を掲載していただき、札幌市内近郊の24万世帯に配布していただいたり、病院関係に置いていただく冊子にも特殊詐欺の記事を掲載していただいたり、このように各種媒体や警察と連携をしながら特殊詐欺に関する啓発を実施しております。

○千葉会長 それでは、奥谷委員、どうぞ。

○奥谷委員 今の特殊詐欺に関して言いますと、「俺、俺」と言うことで息子と勘違いしてしまうことも多いのですけれども、今は、実名をかたる者も出てきているのです。それはどうしてかという、インターネットに、それからペーパーでも名簿がたくさん出ているのです。これは、引越しなど、いろいろなときに卒業名簿なんかを捨てるようですが、札幌市では雑がみとして雑誌を出せますので、そういうのに出してしまうのです。ですから、名簿であれば燃やせるごみに出したほうがいいのか考えています。私は、ごみ減量にもかかわっているものですから、それについてはちょっと悩ましいところです。

名簿は、学校でも会社関係でも、分厚いものが多いですね。しかし、名簿であれば燃やせるごみに捨てたほうがいいのかということも一言あったほうがいいのかもできません。もったいないので、紙にリサイクルしたほうがいいのかと考えている方もいらっしゃる、名簿を雑がみとして出してしまうということもあるかと思うのです。普通にいけば正しくリサイクルされるのでしょうけれども、個人情報がたくさん載っていますので、そういったところはいかがなものでしょうか。

○千葉会長 自分の意見も交えながら、どうしたらいいでしょうかという話を事務局にされましたが、いかがでしょうか。

○事務局（加藤区政課主査） 奥谷委員の言うとおりの、振り込め詐欺につきましては、名

簿を使って、あらかじめ名前をかたってやってくるものになっています。特に名簿については、裏に名簿屋や情報屋みたいなものがありまして、1件で幾ら、何百件で幾らということで売買されています。まさに去年のことですけれども、ベネッセコーポレーションで個人情報が流出し、名簿屋が一躍有名になったように、まさに名簿が犯罪グループに使われております。

これは市の取り組みではなく、警察の話で大変申しわけないのですが、警察でも名簿が使われていることは十分把握しておりまして、特にこの犯罪グループが持っている名簿はほかのグループでも転用されております。ですから、一度ひっかかった人は何回でもひっかかると考え、名簿がぐるぐると回っているようです。

そこで、警察としましては、犯罪グループを捜索したときに出てきた名簿を押収した場合、その名簿に登載されている個人に対し、面接または電話で、あなたは犯罪グループが持っている名簿に登載されていますので気をつけてくださいというような取り組みも実施しているところでございます。

また、奥谷委員の言うように、名簿は個人情報となりますので、廃棄される場合は気をつけなければいけないということは、あわせて啓発をしていければと考えております。

○千葉会長 ほかに質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 なければ、次に移らせていただきたいと思います。

次第の4の札幌市の取り組みについてを扱います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(久富地域防犯係長) 地域防犯担当係長の久富でございます。

私から、平成26年度における札幌市の取り組みのうち、防犯の取り組みについてご説明をさせていただきます。

それでは、座わせていただきます。

お手元の資料3をごらんください。

平成26年度の防犯の取り組みということで、主なものを記載しております。

まず、1点目は、平成26年度札幌市防犯セミナーでございます。

先週末の土曜日、日曜日にまさに実施したばかりでございます。宮の沢の若者活動センターちえりあで実施いたしました。

次に、下の(3)の②をごらんください。

今回の計画の概要説明と道警本部から市内の犯罪情勢の説明をした後、「あんぜんパワーアップセミナー」を開催いたしております。この中身につきましては、最後のページの「あんぜんパワーアップセミナー」と書いてある資料3別紙をごらんください。

親子体験型の防犯セミナーということで、東京のうさぎママのパトロール教室という運動をされている武田信彦さんという方をお招きし、ゲームを通じて子どもたちに安全力をアップしてもらおう、安全について学んでもらおうというようなワークショップを開催し

ております。

こちらのゲームについては、全国各地で実施しておりまして、全国的に好評を得ているものでございます。2010年の第4回のキッズデザイン賞の優秀賞も受賞しているということで、大変評価の高い取り組みです。子どもたちとともに保護者の方にも参加していただき、2人がペアになって四つのゲームをやっていただきます。15分ずつ入れかえで、全てのゲームを体験できます。よく見るゲーム、よく聞くゲーム、つたえるゲーム、にげるゲームという四つを体験して、最後に振り返りとまとめをするというような内容になっております。

ゲームの詳細については資料をごらんいただきたいのですが、下から2番目のにげるゲームは、新聞紙を丸めて棒にしまして、それを両手で挟んで移動したりするというようなゲームになっていまして、そのぐらいの距離感を保てば、相手から不意につかまれたり、たたかれたりができないということで、そういった体験をしながら自分の距離感つかんだり、周りをよく見たりしてもらおうような内容です。

今回、この時期に開催した理由といたしましては、基本計画の関係もございまして、入学前のお子さんに体験をしていただきたいということで、我々としては初めての試みとなりました。

参加につきましては、各回50名という定員を設定させていただきましたが、7日、8日とも50組に近い親子の方に参加していただいております。3月9日の道新にも記事が掲載されておりますので、ごらんになっていただいたかもしれません。

2は、来週の月曜日に開催予定の犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会です。

概要について簡単にご説明をいたしますが、開催場所は市民ホール2階です。内容は、今回の計画の策定について詳細にご説明を差し上げることになっております。そのほか、地域防犯活動について、平成25年度の道の表彰を受賞された北郷親栄第一町内会様から防犯活動についてご説明をいただく予定です。

3は、地域安全サポーターズの取り組みでございます。

第2次計画の中にも記載しておりまして、達成目標も設定しております。現在の登録事業者数は320事業者となっております。第2次計画の目標は600事業者ですので、倍近くまで事業者数をふやさなければいけないということで、今後、取り組みをより充実していこうと考えております。

続きまして、主な活動事例です。

1点目は、先ほど加藤からもご説明がございましたが、特殊詐欺の啓発チラシの寄贈です。

先ほどのチラシですが、地域安全サポーターズのやわらぎ斎場様に作成いただき、13万部の寄附をいただいております。このチラシの下の方には、小さな囲みでやわらぎ斎場の広告が入っておりますが、こういったものも入れていただいた上で作成のご協力をいただいております。

特徴的な取り組みといたしまして、もう一点は3ページの上の②の先週の金曜日に開催

したばかりの地域の防犯研修会への参加についてです。

厚別区で防犯研修会を開催いたしました。これは厚別区の防犯ネットワークという区内の防犯関係団体、地域住民、行政など関係団体が協働によって安全で安心なまちづくりを進めるもので、区民協議会の一部として設置しているものでございます。総会の中で子どもの安全をどうやって守るかについて研修会をやりたいということで、区と我々市民まちづくり局が支援をいたしまして、ワークショップを開催いたしました。講演者は、旭川市にある北海道総合研究機構の松村研究員で、昨年春の道民の集いでも講演をされています。防犯の関係に大変お詳しい先生でいらっしゃいまして、その先生に講演をいただいて、その後ワークショップも地域住民の方が参加し、意見交換を行いました。

今回、厚別区内のサポーターズの皆さんに我々からお声がけをさせていただきまして、参加をしていただいております。地域のPTAや町内会の皆さんと同じテーブルを囲んで、防犯、子どもの安全について議論をしていただきました。我々としては、サポーターズの登録件数をふやしたいところではあったのですが、地域との協力連携を今後も一層深めていきたいということで、今回、新たに厚別区と協働で行っております。

今回、初めての取り組みでしたが、今後、ほかの区でもこういった取り組みをして、サポーターズと地域との連携を深めるような活動をやっていきたいと考えております。

続きまして、その他の活動です。

まず、街頭啓発をいろいろとさせていただいております。自転車盗難の防止の啓発、めくっていただき、4ページには、女性の犯罪被害防止とあります。厚別区で女性殺害事件があった以降、各区にも協力を呼びかけ、平成26年7月ごろに警察と地域の方が連携して地下鉄駅等で啓発しております。

また、歓楽街における街頭啓発です。

そして、5ページの下⑤ですが、特殊詐欺の啓発の文字が潰れてしまっています。申しわけありません。特殊詐欺被害の防止の啓発も行っております。

次に、6ページになりますが、先ほどご説明させていただきましたように、バスケットボールチームの試合会場での啓発を2月に行っております。

特殊詐欺の関係では、高齢者の方に向けた啓発が中心になると思われませんが、なぜプロバスケットボールの試合で啓発するのかなと私も最初は疑問に思っていたのですが、いざ会場に行ってみると、会場には意外と高齢の方がたくさんいらっしゃるのです。熱心な方がいらっしゃるようでして、かなりの方に啓発ができたかと思っております。これは中央署が企画したものでして、我々としてはそれに協力して、協働で啓発いたしました。

最後になりますが、防犯講話（出前講座）です。

こちら第2次計画の達成目標の一つにしておりますが、平成26年度の開催件数につきましては47回で、延べ受講者数は2,770名となっております。対象は、小学校、中学校、児童会館、町内会、高齢者福祉施設、障がい者施設等、多岐にわたっております。

札幌市の防犯の取り組みについては、以上でございます。

○事務局（森男女共同参画課長） 続きまして、次第の4の札幌市の取り組みの（3）の犯罪被害者支援の取り組みについてです。

私は、犯罪被害者支援を担当しております男女共同参画課の森と申します。

私からご説明をさせていただきます。

お手元の資料の4をごらんください。

初めに、相談事業についてです。

私ども男女共同参画課では、平成22年度より、犯罪被害者等の支援のため、相談の対応を常時しております。相談内容、相談者等々に応じてどんな支援ができるのか、また、それに伴いまして、支援先の紹介等をさせていただいております。

その中で、本日は、最も新しい取り組みとしまして、性暴力の被害者支援センターについてお話ししたいと思います。

資料4の裏面をごらんください。

まず、概要でございます。

性暴力の被害相談事業であり、前にもお話をしておりますのでご承知とは思いますが、性暴力被害者支援センター北海道SACRACHを平成24年の10月から北海道とともに開設しております。

次に、飛びますが、3の平成26年度内訳です。

（1）の相談の内容でございますが、平成26年度1月末までの相談件数は229件、そのうち、急性期と言われるものが9件入っていますが、そのほとんどがいわゆる過去のものとなっております。

（2）の年代を見ていただくとわかるのですが、被害に遭われた年代は、大体10代から20代ですが、相談に来る年代は20代後半から30代以降であり、過去の被害に苦しんでいる方がほとんどです。被害に遭われたときには誰にも相談ができなかったという潜在的なものであり、その傾向が明らかになっているのだろうと思っております。

なお、同じ人から何度もお電話をいただくこともございますので、必ずしも足し合わせると数字が合っていないところもあります。ただ、先ほど言いました急性期のものに関しては、医療機関、警察とも連携してやっておりますので、その対応にスピーディーさが求められているところですが、今言いましたように、今年度は9件でした。また、昨年度の25年度は11件ございましたので、大体10件前後ぐらいとなっております。開設した24年度は2件ございましたけれども、急性期もあるというような状況になっているとご理解をいただければありがたいと思っております。

なお、SACRACHの認知度をさらに高めようと思っております。そこで、展開としては、裏面の資料の右上にピンク色の箇所があると思っております。現物は実はこれでございますが、北海道と一緒にこのシールを公共施設等に張って、SACRACHを周知するとともに、目にした人へは犯罪の抑止力にもつながると考えております。

札幌市に関しましては、札幌市役所、区役所、地下鉄駅構内のトイレ、女性トイレを中心に張らせていただいているところで、およそ600枚程度となります。北海道では、全道の振興局等を合わせまして、2,000枚程度を張る予定となっております。それが多いか少ないかという話はありませんが、もっとわかってもらおうと思っております。

次に、表面に戻っていただきまして、2の犯罪被害者等支援連携研修会です。

北海道とともに開催したものでございます。ご承知のとおり、昨年2月、白石区で発生しました小学生女児行方不明事件を踏まえ、犯罪の被害が発生した際の子どもの心理的支援や支援体制の整備等について講演、シンポジウムを行い、全道各地から120名が参加したところでございます。

次に、3の犯罪被害者等支援研修で、札幌市の事業でございます。

市民にとって最も身近な行政窓口である市役所の職員を対象とした研修会で、平成21年度から毎年開催しているもので、犯罪被害者の現状を理解し、窓口対応などで2次の被害を与えることのないよう、さらに、安全で安心なまちづくりの取り組みを進めるため、この研修会を開催しているものでございます。被害に遭われた方から、突然、家族を奪われるという大きな悲しみ、その中での裁判手続、その後の生活でのさまざまな葛藤などを聞くことによって、札幌市の参加した職員としては、それらをさらに重く受けとめ、今後の業務の参考にするというような目的です。

最後に、4の犯罪被害者週間「街頭キャンペーン」です。

これも毎年行っております。北海道家庭生活総合カウンセリングセンターを中心に、私どもも参加しまして、JR札幌駅で犯罪被害者の方に対する理解促進のため、キャンペーンしているところでございます。

私からは、以上でございます。

○千葉会長 説明をどうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、質問がありましたらお願いしたいと思います。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 まず、子どもへの啓発というか、犯罪力や危機回避能力を習得するというところで、うさぎママのパトロール教室の方のように、体を使ったり、実際にやってみることはすごく大事なことだと思います。こういうものを定期的に出前講座みたいな形で教育委員会と連携して各学校でやるという計画はあるのでしょうか。

○千葉会長 ただいまの質問に対してお願いします。

○事務局（久富地域防犯係長） 地域防犯担当係長の久富でございます。

今後、計画的各学校等で行う予定があるかどうかについてです。

学校の関係になりますと、教育委員会の関係になりますので、それについては一義的には学校の判断となっております。先ほどCAPのお話もあったかと思いますが、CAPなりうさぎママのパトロールなりでいろんな取り組みがありますので、それらについて学

校や教育委員会で判断をしていただき、それぞれで取り組んでいただくこととなります。ですから、我々から一律にこれというふうに推し進めるのではなくて、こういった手法もあるというようなことから今回ご紹介をさせていただきました。

武田先生の講演は、中央区や厚別区でも既に昨年やっているものでもありまして、こうした取り組みが今後も各区で広まっていけばいいと考えておりまして、関係のところには紹介するなり働きかけるなりはしていきたいとは考えております。

○千葉会長 ほかにございませんでしょうか。

○山崎委員 SACRACHについてお聞きいたします。

過去の性暴力被害に悩まれていて電話が来る方が多いということでしたが、急性期のときに適切な処置をすればそういったことをずっと引きずらないで済むのではないかと思うのです。急性期の方が9名いらっしゃったのですけれども、急性期の方の大体の年代、そして、警察や病院とどういう連携をとっているのかをお聞かせ願えればと思います。

○千葉会長 お願いします。

○事務局（森男女共同参画課長） 年齢等についてのお尋ねに関しましては、大変申しわけございませんが、手元にその数字を持ってございません。ただ、これはDVもそうですけれども、事柄が事柄なだけに、我々が資料として聞きたい情報もなかなか聞けない状況にあることはご理解をいただきたいと思います。それにつきましては、後ほどわかる範囲でお知らせをしたいと思います。

警察との連携に関しましては、告発するかしないかは別問題としまして、その後のことを考えたときには、警察の指導がなければ、性犯罪に関しましては、証拠がどこまでもつかもあります。急性期でもシャワーを浴びてしまった後ではだめでしょうし、そういった意味も含めて、すぐに警察に連絡をして来ていただくことが必要となります。

また、幾ら急性期といっても、それが1時間前なのか3時間前なのか、どこを通過してきたのか、シャワーを浴びてしまったのかなど、警察が来てもだめな状況はあるでしょうけれども、すぐに警察と連携をとるようなシステムにはなっております。

○千葉会長 山崎委員よろしいでしょうか。

○山崎委員 病院はどういうところにつながっているのか。

○事務局（森男女共同参画課長） 病院につきましては、北海道と札幌市とこれに参加をしている、連携病院という協定を結んでいる病院が幾つかございます。その病院を中心にお連れすることになっております。

○千葉会長 ほかにございませんでしょうか。

善養寺委員、何かありましたらどうぞ、お願いします。

○善養寺委員 私が逡巡しているのは、認知件数は減ってきていても、犯罪の中身が物すごい変わりようであるということです。だから、ついて行けないところがありますよね。

LINEにしても、オレオレ詐欺の手口にしても、どんどんと巧妙になっていって、幾ら声を大きくしても立ちいけないのかなというような感じがこのごろはすごくあります。

家を出る前にテレビを見てきたら、LINEの検索をしていき、これは危ないなと思ったら、事件が起きる前に介入して補導をするということをもう何万件もやっているのです。それでも補導までいかない例もあるなんていうことを聞いていると、こういうものはプライバシーに反しないのかな、でも、未然に防ぐためには必要なのかなど、かかわっているほうが非常に逡巡することが多いのです。

それから、オレオレ詐欺に遭った被害者についてですが、お金は返ってこないのです。何千万円を出したといってもお金に色がついているわけではないので、全部が国に没収されます。そして、これだけ騒がれているのにそういう被害に遭ってしまったということで、周りからひんしゆくを買い、社会的立場がすごく弱くなっていくのです。それでは、それに対してどうするのだということで、相談して話を聞くしかないということになるのだけれども、大変でしたねと言うだけで済むのかなということもあり、ずっと難しいなと思っておりました。

もう一つは、子どもの定義についてです。

48ページの子ども等の防犯力の育成の中には、①幼児、児童、②生徒及び学生と書いてありますね。そこで、学生ぐらいまでのスパンで子どもと認識してよろしいのかどうか、お聞きしたいなと思います。

○千葉会長 最後の質問について、事務局で資料等を持ち合わせていますでしょうか。

○事務局（押見区政課長） 確かにこの計画の中では子どもの明確な定義をしておりませんが、児童生徒の範疇と考えれば、せいぜい中学生ぐらいまでなのかなという気はいたします。

○善養寺委員 でも、学生さんでは、随分、被害に遭う人がいますよね。性被害は特にそうですし、LINEの被害もそうです。ですから、防犯については、やはり学生にも必要ですよね。学生ぐらいまで考えてもいいのでしょうか。共通した認識を持っていたほうがよろしいのではないですか。

○千葉会長 最近ずっと見ていると学生がだんだんと子ども化しているのです。そういった意味では、学生も入れる必要が出てきているのではないかと思います。本当に考え方も幼稚なところがありますから、ちょっと怖いですね。これは余計なことかもしれませんが、そういう感じを持っております。

○善養寺委員 インターネット被害はほとんど学生以降で、高校生からですね。

○松井委員 学生とはどこまでなのですか。高校までですか。高校を出て就職してしまう方もいますが、皆さんは平等というか、同じだと思えます。

○善養寺委員 年齢で分けるのも難しいのです。ただ、審議会の委員ぐらいは共通した認識を持っていたほうがいように思いませんか。

○千葉会長 最近では、年齢を上げて考えるようになってきていることは事実ですよね。

○善養寺委員 もう一つ、18歳での選挙権が認められる方向に動いていますから、そうすると18歳以下、少年法がそれにリンクしないようなところがすごく問題ですけれども

ね。

○千葉会長 解決しなければならない問題がいっぱいありますね。

○事務局（押見区政課長） 審議会の共通認識というお話でございましたけれども、自転車盗に遭う被害が非常に多いということになったときに、我々はその啓発対象として考えているは高校生以下としておりました。

先ほど善養寺委員からもお話がございましたとおり、専門学校、大学、短大は学生ということになります。児童生徒とは高校生以下、幼稚園児以下は幼児という整理で考えるのはどうかという提案のような形になりますけれども、いかがでしょうか。

○千葉会長 ほかの審議会等でも子ども関係の問題に関してはいろいろと意見が分かれておりまして、どのあたりに線引きしたらいいかについてはまだしっかりしたものがないと考えたほうがよろしいかと思えます。

○松井委員 この審議会とは関係ないかもしれませんが、今、子どもや学生という話が出たものですから、申し上げます。

子どもの「ども」は、資料では平仮名になっていますが、平仮名と漢字の区別についてお聞かせいただければなと思います。

実は、僕は、北海道“絆”menづくりプロジェクトで、道警本部の生活安全企画課と一緒にこの春に小学校に入学する新1年生に対してのリーフレットを作成したのですが、そこに出てくるのは全部が漢字なのです。でも、どさんこ運動などでは「ども」が平仮名なのです。この区別はどうなのだろうと本部に問い合わせをしたときに、これからは漢字になりますという返答が来たのです。それであれば、子ども110番の家のステッカーが配付されると思いますが、それも漢字にしたほうがいいのか、平仮名のままでいくのが変わると思うのです。

警察としては、これからは全てを漢字に統一しますというお話はいただいております。

○事務局（押見区政課長） 広く社会一般のお話しということになると、私なんかよりも千葉会長にご見解を求めたほうがいいのかもわかりませんが、札幌市役所内部のルールとして、公用文を作成するときには、子どもの「ども」は、漢字ではなくて、平仮名にしてくださいというルールがあります。

ほかの例でいきますと、障がい者の「がい」は、札幌市の場合は平仮名にしてくださいということになっていますので、市民の皆さん向けの広報や印刷物でも平仮名を使うようにということになっております。

これは、とりあえず札幌市役所内部ルールでございまして、広く一般世間のことになると、まさに千葉会長のご見解をお示しいただくと大変ありがたいと思えます。

○千葉会長 その点に関しては、学者の間でも分かれています。

子どもという概念を使う場合、法律用語にできるだけ当てはめようとしても、法律の中では子どもについては漢字を完全に使い切っているわけではないのです。もっと言うと、法律などを見ていきますと、子どもという概念ではなく、「児童」という概念を用いてい

るのですね。

皆さんもご存じかと思うのですけれども、我々は子どもの権利という言葉をよく使いますけれども、その場合、子どもの権利条約がありまして、国などが訳す場合には「児童」を使い、「子ども」という概念は使いません。ですから、児童の権利条約という言い方をしてしまっているのです。ところが、それでは抵抗があるということで、多くの学者は「児童」という言葉を使わず、もっと平たく「子ども」というふうな言い方になってきています。そして、その両者が混在しているのが現状になっていますね。

○松井委員 済みません。やばな質問でした。

○山崎委員 子どもの「ども」についてです。札幌市で制定されている子どもの権利条例の子どもの「ども」は平仮名だと思うのですよね。私たちも平仮名を使っていて、できれば札幌市で制定している権利条例に合わせる方がいいと私の個人的な意見としては思います。

○千葉会長 いわゆる、子どもの権利に関する法律はありません。また、子どもの権利関係の条例を多くの市町村などで既に制定されているのですけれども、そういうところを見ていきますと、「子ども」の「ども」は平仮名でとなっています。今はそういった状況です。

ですから、極端に言えば、好み、あるいは、受ける感覚かなという感じがしていますね。

松井委員はどっちを使いたいですか。

○松井委員 実際問題、「子ども」については平仮名でした。

しかし、今回のリーフレット作成にあたり、道警から原稿として持ってこられたのが漢字だったのですね。この漢字と平仮名の違いは何でしょうかと聞くと、警察としてはこれからは漢字で統一するというお話でした。教育委員会でも、せっかく「子供」という漢字を教えていながら、その漢字を使わないのはどうなのだろうという話をしているということもあるようです。

今後、子どもについては平仮名から漢字に変わるのかな、今が端境期なのかなと個人的に感じていたところがあり、質問をさせていただきました。

○千葉会長 これは、流動的な感じもしています。

○松井委員 漢字から平仮名になったのは、先ほどの障がい者の「がい」ではないですけれども、言葉の表現で漢字からやわらかく平仮名になったという話も聞いておりました。

○善養寺委員 婦人の「婦」がおんなへんに「掃」ということで、これはまかりならんという声が出たときに、子どもも、にんべんに「共」だから、供する者みたいに独立していないということで平仮名にしようということを知った覚えがあります。それからもう十数年経っているのに、何で警察は今ごろ漢字にすることになったのでしょうか。

○松井委員 実際、今回つくったリーフレットは、漢字なのですよ。

○事務局（加藤区政課主査） 一説によると、当用漢字に指定されたからという話があります。というのは、1月に当用漢字になったので、「供」に統一するというのをちらっ

と担当したときに聞いたことがあります。

○善養寺委員 警察はそういうのに弱いのですよね。

○事務局（加藤区政課主査） 「覚せい剤」もそうですね。

○善養寺委員 でも、平仮名がいいですよね。

○松井委員 やわらかい感じはします。

○千葉会長 この件についてほかに質問はありませんか。

○事務局（森男女共同参画課長） 先ほど山崎委員からの質問で、急性期9件の内訳が私の持っている手持ちの資料でわかったところがありますので、お知らせいたします。

この9件のほとんどは、北海道または札幌市の児童相談所からの転送分です。よって10代といってもすごく若い10代です。児童相談所が担当しない年代は、そういったことがあれば警察に真っすぐに行くことが多いのかと思います。ですから、私どもが今とりわけ急性期で扱っている分は、どちらかというところ、小さい子どもが多いということです。

これ以上なかなか申し上げられないところがありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○千葉会長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 なければ、次第の5に入りたいと思います。

これは、各委員の方々から、きょうの会議全体を振り返って、意見や質問が何かあるかどうかということで設定いたしましたので、ございますでしょうか。

大体、言いたいことは言い尽くしたでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、これで本日の議題は全て終了いたしました。

進行役を終えまして、事務局にお返しいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） 千葉会長、ありがとうございます。

委員の皆様、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでございました。

冒頭に池田局長よりお話をさせていただきましたけれども、審議会委員の皆様の任期は、条例の定めによりまして、2年となっておりますので、本年6月25日をもって、任期が終了となります。任期終了までは3カ月余りの期間が残されているわけがございますけれども、スケジュール上は、本日が委員の皆様の任期中最後の審議会となる予定でございます。

これまで札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しに向けた答申についてのご審議を初めとしまして、安全で安心なまちづくりについてさまざまなご議論をいただけてきましたことに、事務局を代表いたしまして、心より感謝を申し上げます。

大変どうもありがとうございます。

皆様方からいただきました貴重なご意見は、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、審議会の締めくくりといたしまして、皆様からこれまでの活動を振り返りまして、簡単なお感想をいただきたいと思います。

伊藤委員から時計周りをお願いして、千葉会長を飛ばしていただき、山崎委員まで参りまして、千葉会長に戻るという手順で行きたいと思います。

それでは、伊藤委員から、ひとつよろしく願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。

2年間あっという間に過ぎまして、どれだけお役に立てたかはわかりませんが、自分自身としても皆様のご意見をお伺いさせていただき、勉強させていただきました。今後は、自分のこれまでの活動とそれから皆様からいただいたいろいろなご意見をもとに、これからこの計画が進んでいくに当たって、委員あるいは一市民として見守りながら、またご意見等を差し上げることができればと考えております。

どうもありがとうございました。

○奥谷委員 2年間、どうもお世話になりました。皆さんからいろいろのご意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

1億円を超すとされている振り込め詐欺やいろいろな事件、また、子どもたちへの虐待など、さまざまな事件がありますが、地域でもっとコミュニケーションがきちんととれていれば、例えば松井委員がされているような非常に強力な地域のネットができていれば、かなりのものが防げるのかなと思います。いろいろな事件が多くあり、一軒一軒のお家の中で何をやっているかがわからないような恐ろしい事件がたくさん起きております。今はお隣では何をしているかわからないという方が多いのですけれども、そうではなくて、ごみ出しのときでも挨拶のときでもいいですから、一声かけて、いろいろなコミュニケーションをとることが本当に大事だということを実感しております。

これから、我が家も高齢に入りつつありまして、町内会にもうちょっと力を入れて生活していきたいと思っておりますので、皆さんからいろいろ意見や知恵をいただきたいと思っております。

皆さん、ありがとうございました。

○善養寺委員 善養寺でございます。

「犯罪のない」という冠がつくので、犯罪被害者相談をやっている私がメンバーに入れさせていただきました。被害者相談室をやってからもう20年弱がたっているのですが、自分に何の罪もないのに犯罪に巻き込まれた人の心の復元力と私たちは言っているのですが、これにはすごい力のあるもので、それは何によって支えられるかということ、地域の温かさ、それから、あなたには何の罪もないんだよというようなメッセージを常に送り続けることしかないのだろうと思います。

犯罪は多分なくならないので、そのような雰囲気札幌市の中にもっとふやしていくことによって、文化都市さっぽろの名前に恥じないようなまちづくりができるのかなと考えております。ただ、先ほど言ったように、犯罪はどんどんとエスカレートしていき、

追いつかないなというような懸念も持ちながら、これからも頑張っていきたいと思います。

いろいろとどうもありがとうございました。

○松井委員 松井でございます。

今期もいろいろとお世話になりました。

犯罪もそうですし、交通事故もそうですけれども、それは一人の個人的な感情で起こると思うのですね。その犯罪を未然防止するためには、犯罪を起さない、交通事故を起させない人間づくりがまず一番に来るのだと思うのです。人は一人では生きていけないというその基本があると思います。

きのう、女子刑務所で講演をさせてもらって、その前の月曜日には小学校の卒業生に向けてお話をさせてもらいました。

例えば蛇口をひねれば水が出るという当たり前のことが実は当たり前ではなく、多くの人にお世話になってようやく水が出るのだということ子どもたちは余り理解できていないのです。ふだんが幸せであることに気づいていない子どもたちが多いのです。ですから、そこら辺を我々が教えていくことによって、犯罪をしない、させない環境づくり、そして人間づくりが大事なのではないかなと思います。

この審議会が終わっても、地元でできることをまたやっていきたいと思います。

今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○山崎委員 女のスペース・おんの山崎です。2年間、ありがとうございました。

私どもは、DV被害者の相談と緊急一時保護と自立支援をやっているのですが、うちのシェルターに逃げてくるときは、逃げ隠れするために今までやっていた勤め先をやめ、子どもも学校を転校せざるを得ないということで、シェルターに逃げてきます。そして、その後も逃げ隠れがずっと続いていきます。

しかし、働くことは大事なことなので、シェルターを出た人が頑張って復職したのです。でも、加害者が一度徘徊したという理由で彼女は解雇されてしまったということがありました。

ですから、地域が暴力に屈しない力を持つことはすごく大事だと思っています。犯罪の被害者の方や弱い人がちゃんと生きていくためには、暴力に対する毅然とした地域の強さがとても必要だと思うのです。そこで、この事業については私もこれからも協力していきたいと思いますし、事業の推進を見守っていきたくと思っています。

どうもありがとうございました。

○千葉会長 それでは、私から簡単に話をさせていただきます。

この会議をもちまして皆様とご一緒に話し合う機会は最後となるのですが、実は私としてはもっと皆様とこれからもさまざまな問題について話し合っていきたいという気分です。

と申しますのは、この審議会の名称は非常にかた苦しい感じがいたしますよね。ですから、どうしても話し合うことがかた苦しくなってしまうのかなと思われがちですが、

幸いにこの会議は非常に雰囲気がよくて、自分が思っていることを自由に話せるようなそういう場だったのではないかなと思うのです。

私も会議は多く経験しているのですけれども、こういう雰囲気の会議は結構少ないのではないかなと思っております。そういった意味では解散したくないというような感じがするぐらいなのですね。それだけ皆さん方が非常に勉強されながらこの場にも臨んでくれましたし、率直にも意見を言ってくれていたからだと思います。最初のころはどうかという思いもしましたけれども、それがかえってよかったですね。そういう中で皆さん方の本心もだんだん見えてきたのです。その本心というものがこういう会議では意外と大事なのだらうなと思います。

そして、こういう中でいろいろなことを決めてきたわけでありまして、この審議会を立ち上げる際の条例案づくりを経験させていただいたわけですが、その条例に基づいていろいろなものがどんどん整備されようとしております。それが現在のこの審議会の段階なのではないかなと思っております。

そこで、これからの方がこの条例に基づいていい内容のものをつくり上げていただければということ強く願って、最後の私の挨拶にさせていただきたいと思います。

皆さんにはいろいろとご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） 皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成26年度第4回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上